

御宿町臨時職員登録制度について

1. 登録制度とは

登録制度とは、町で臨時職員として働くことを希望される人にあらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて登録者の中から雇用条件に合う人を選考し、採用する制度です。

ただし、各業務の必要に応じて臨時職員を採用するため、登録された人すべてが採用されるとは限りません。希望された職種の登録者が多い場合や、勤務条件に合わない場合などは登録期間内に採用されないこともありますので、あらかじめご了承ください。

また、登録していただいたことで他の職場等への採用や就職活動を妨げるものではありません。本町の臨時職員としての採用を希望しなくなった場合はご連絡ください。

2. 登録条件

◎希望する職種に必要な資格免許を有していること

3. 登録方法

「臨時職員登録申込書」を総務課行政班へ提出してください。（郵送可）

※申込書は、町HP <http://www.town.onjuku.chiba.jp/> からダウンロードするか、役場4階③総務課まで取りにきてください。

資格免許等が必要な職種は、免許証等の写しを添付してください。

◎受付期間 平成31年2月1日から受付開始

午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

4. 選考方法

臨時職員の雇用を必要とするときは、登録者の中から書類選考し、面接等を行い、採用を決定します。

5. 主な職種

別紙に記載のとおり。

※ただし、全ての職種で毎年募集するわけではありません。

6. 勤務条件等

◎雇用期間

原則6ヶ月以内（ただし、必要と認めるときは1回に限り6ヶ月を超えない期間で更新することがあります。）

◎勤務日

原則月曜日から金曜日（祝日を除く）

（ただし、職種により土日、祝日勤務を要する場合があります。）

◎勤務時間

原則午前8時30分～午後5時15分

（週38時間45分以内、1日7時間45分以内）

（職種により異なる場合があります。）

◎賃金支給日

毎月月末締め、翌月8日に支給します。

◎福利厚生

勤務形態により、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入していただきます。

◎その他

- ・有給休暇制度あり。（規定に基づき付与します。）

7. その他

◎登録申込書は返却しませんのでご了承ください。

◎採用に関する連絡は、すべて登録申込書に記載してある連絡先に行いますので、登録内容に変更があった場合には速やかにご連絡ください。

◎登録申込書に記入していただいた個人情報、御宿町臨時職員登録制度に基づいた雇用に係る業務にのみ使用します。

問い合わせ先

御宿町役場 総務課 行政班

〒299-5192

千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地

☎ 0470-68-2511